

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第7号  
令和4年9月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘  
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

## 料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和4年台風14号により、令和4年9月17日以降、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和4年8月（支払期日が9月17日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和5年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年3月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

5. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力，農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和4年台風14号により、令和4年9月17日以降、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用されました。

このため、下記の災害救助法が適用された市町村において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

### 記

災害救助法が適用された市町村

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県 全市町村

以 上